

平成25年6月3日

報道各位

島原市長 古川隆三郎

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしましたので、お知らせします。

記

指名停止 業者名	長崎市五島町5-48 八千代エンジニアリング(株)長 崎事務所	指名停止 の期間	平成25年6月3日から 平成25年7月2日まで 1か月間
理由 島原市入札資格参加 資格者指名停止の措 置基準第2条第2項	一般国道202号橋梁補修工事(耐震調査設計委託)を受託した耐震調査設計において、仮設締切工の施工高さや推定岩盤線等の記載誤りがあることが、耐震補強工事の発注後に判明した。これらの瑕疵の補修作業により、工事完成が遅れるなどの耐震補強工事の適切な施工に影響を及ぼした。このことが、過失による粗雑工事等に該当するための措置。		
指名停止 業者名	南島原市有江町尾上3232 -2 アイ総合技術(株)南島原営業所	指名停止 の期間	平成25年6月3日から 平成25年7月2日まで 1か月間
理由 島原市入札資格参加 資格者指名停止の措 置基準第2条第2項	主要地方道郷ノ浦港線橋梁補修工事(調査設計委託)を受託した調査設計において、橋梁部の埋設物調査を怠り、埋設ケーブルの存在を把握しないまま粗雑な設計を行った。これが起因となって、別業者が橋梁補修工事を施工した際、埋設ケーブルを損傷し、近隣住宅の電話333回線が約32時間に渡って不通となる公衆損害事故が発生した。この設計が粗雑工事等に該当するための措置。		